

前田太朗

【論文】

・「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性（2）—オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして—」愛知学院大学論叢法学研究 55 巻 3=4 号（平成 26 年 7 月）

・「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性（3）—オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして—」愛知学院大学宗教法制研究所紀要 55 号（平成 27 年 2 月）

・「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性（4）—オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして—」愛知学院大学論叢法学研究 56 巻 1=2 号（平成 27 年 3 月）

【判例評釈】

・「認知症患者の加害行為について高齢配偶者の 714 条に基づく責任を認めた判決」TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch ◆ 民法（財産法）No.80（TKC インターネット版）

・「認知症患者の加害行為について高齢配偶者の 714 条に基づく責任を認めた判決」速報判例解説 vol.15 新・判例解説 Watch（日本評論社）

【研究会報告】

・「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性—オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして—」科研費基盤研究（B）26285023「不法行為法の領域分化と制度論的・立法論的研究」研究会（早稲田大学）（平成 26 年 7 月）